

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等
における感染予防支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 府は、介護サービス事業所・施設等が、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援することを目的とし、予算の定めるところにより、大阪府介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、介護サービス事業者・施設等に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、対象経費及び補助額等は別記のとおりとする。

2 補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請及び実績報告)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告について、次に掲げる書類を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第4条 知事は、前条の交付の申請があり、これを適正と認めるときは、規則第5条の規定により、予算の範囲内で補助金の交付の決定をするとともに、規則第13条の規定により、額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第5条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(交付の条件)

第6条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに基金事業

により取得し、又は効用の増加した価格が **30** 万円以上の機械、器具及びその他財産（以下「財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと。

- (3) 規則第 **19** 条の規定により知事の承認を受けて補助事業により取得した財産等を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を府に納付させることがあること。
- (4) 補助事業により取得した財産等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号）により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を納付すること。
- (6) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府へ納付しなければならないこと。

（立入調査）

第7条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第8条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の（1）から（4）のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき
- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

（他の補助金等との重複の禁止）

第9条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他

の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 19 日から施行し、令和 4 年 5 月 1 日から適用する。

別記

補助事業、対象経費及び補助額等

以下の介護サービス事業所・施設等が、感染予防を継続的に行うため、衛生用品等の購入に必要な経費の支援を行う。

ア 対象となる事業所・施設等

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※次に掲げる施設・事業所は、令和4年5月1日から令和4年7月31日までに介護保険法上の介護サービスを提供したものに限る。

- ・病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- ・介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- ・訪問看護事業所
- ・病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- ・居宅療養管理指導事業所
- ・介護療養型医療施設

※養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものも含む。

※介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所については、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生時対応訓練」を実施していることを要件とする。

イ 対象経費

令和4年5月1日から令和4年7月31日までの以下の衛生用品及び備品の購入費用

衛生用品：マスク、消毒液、個人防護具、抗原定性検査キット等

備品：パーテーション、パルスオキシメーター、空気清浄機、**CO2**センサー、ポータブルトイレ

ウ 補助額

別表のとおりとする。

【別表】大阪府新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業(基準単価)

基準単価(単位:円、1事業所又は施設当たり)

介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業									
事業所・施設等の種別(※1)			事業所・施設等の種別(※1)						
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型	10,000 /事業所	29	地域密着型介護老人福祉施設	定員19人以下	10,000 /施設	
	2		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所			30	定員20人以上	20,000 /施設
	3		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		31	介護老人保健施設	定員39人以下	30,000 /施設
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む)		10,000 /事業所		32		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設
	5	認知症対応型通所介護事業所		10,000 /事業所		33		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型	10,000 /事業所		34		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設
	7		大規模型(Ⅰ)	15,000 /事業所		35		定員90人以上	70,000 /施設
	8		大規模型(Ⅱ)	20,000 /事業所		36		定員29人以下	30,000 /施設
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所		10,000 /事業所	37	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	10	短期入所療養介護事業所	定員20人以下	5,000 /事業所	38	介護医療院	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	11		定員21人以上	10,000 /事業所	39		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
訪問系	12	訪問介護事業所	訪問回数1,200回以下	10,000 /事業所	40		定員70人以上	70,000 /施設	
	13		訪問回数1,201回以上 2,000回以下	15,000 /事業所	41		定員29人以下	30,000 /施設	
	14		訪問回数2,001回以上	20,000 /事業所	42	定員30人以上 39人以下	40,000 /施設		
	15	訪問入浴介護事業所		10,000 /事業所	43	介護療養型医療施設	定員40人以上 49人以下	50,000 /施設	
	16	訪問看護事業所		10,000 /事業所	44		定員50人以上 69人以下	60,000 /施設	
	17	訪問リハビリテーション事業所		5,000 /事業所	45		定員70人以上	70,000 /施設	
	18	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		10,000 /事業所	46		定員14人以下	10,000 /事業所	
	19	夜間対応型訪問介護事業所		10,000 /事業所	47	認知症対応型共同生活介護事業所		定員15人以上	15,000 /事業所
	20	居宅介護支援事業所		10,000 /事業所	48	定員19人以下	10,000 /事業所		
	21	居宅療養管理指導事業所		5,000 /事業所	49	定員20人以上 39人以下	20,000 /事業所		
	多機能型	22	小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	50	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(特定施設入居者生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けているものを含む)	定員40人以上 59人以下	30,000 /事業所
23		看護小規模多機能型居宅介護事業所		10,000 /事業所	51	定員60人以上 69人以下		40,000 /事業所	
入所施設・居住系	24	介護老人福祉施設	定員39人以下	30,000 /施設	52	定員70人以上 89人以下		50,000 /事業所	
	25		定員40人以上 49人以下	40,000 /施設	53	定員90人以上 99人以下		60,000 /事業所	
	26		定員50人以上 69人以下	50,000 /施設	54	定員100人以上		70,000 /事業所	
	27		定員70人以上 89人以下	60,000 /施設					
	28		定員90人以上	70,000 /施設					
対象経費			令和4年5月1日から令和4年7月31日までの衛生用品の購入費用及び備品の購入費用						
補助額			・1事業所・施設につき基準単価まで補助することができる。 ・事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を補助額とする。なお、補助額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・短期入所系及び入所施設・居住系(上記介護サービスの種別9～11及び24～54)であって、ポータブルトイレを購入した場合は、ポータブルトイレ購入に要した実支出額の1,000円未満の端数を切り捨てた額と15,000円とを比較して少ない方の額を基準単価に加算する。						

※1 事業所・施設等について、令和4年5月1日から7月31日までの間に指定等を受けているもの。また、

- 各介護予防サービスを含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～54)により補助する。
- 介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を実施する事業所は、通所型は通所介護事業所(通常規模型)と、訪問型は訪問介護事業所と、介護予防ケアマネジメントは居宅介護支援事業所と同じとするが、介護サービスと総合事業の両方の指定を受けている場合は、介護サービスの種別(上記1～54)により補助する。
- 通所介護及び通所リハビリテーションの事業所規模は、介護報酬上の規模区分であり、補助の申請時点で判断する。
- 訪問介護の訪問回数については、令和4年5月の1か月における身体介護、生活援助及び通院等乗降介助の合計数で判断する。
- 短期入所療養介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護事業所の定員については、補助の申請時点で判断する。

※2 以下に掲げる事業所・施設等は、令和4年5月1日から令和4年7月31日までの間に介護保険法上の介護サービスを提供したものに限り。

- 病院又は診療所である通所リハビリテーション事業所
- 介護療養型医療施設、療養病床を有する病院又は診療所である短期入所療養介護事業所
- 訪問看護事業所
- 病院又は診療所である訪問リハビリテーション事業所
- 居宅療養管理指導事業所
- 介護療養型医療施設

※3 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所については、「高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症発生時対応訓練」を実施していることを要件とする。